

## 船舶事故調査報告書

平成23年7月21日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲也  
 委員 石川 敏行  
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成22年3月19日 青森県大間町大間埼灯台西北西8km 付近の漁場に到着後～10時20分ごろの間）
発生場所	不明（大間埼灯台西北西8km 付近～同灯台北北西6km 付近の間）
事故調査の経過	<p>平成22年3月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長及び甲板員からの意見聴取は、両人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十一 <sup>きほ</sup> 喜保丸、9.1トン AM2-5546（漁船登録番号）、個人所有 13.53m（Lr）×3.70m×1.50m、FRP ディーゼル機関、502kW、平成8年3月18日
乗組員等に関する情報	船長 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年5月18日 免許証交付日 平成22年1月21日 （平成27年5月17日まで有効） 甲板員 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月22日 免許証交付日 平成21年1月21日 （平成26年4月26日まで有効）
死傷者等	死亡 2人（船長、甲板員）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、平成22年3月19日07時00分ごろ、僚船A及び僚船Bと共に青森県青森市奥戸漁港を出港し、カレイ刺し網漁の目的で大間埼灯台の西北西8km 付近の漁場に向かった。</p> <p>僚船Aは10時過ぎに漁を終え、奥戸漁港へ向け帰航中、本船に無線連絡を行ったところ応答がなかったことから不審に思い、再度、漁場へ向けて航行中、10時20分ごろ、大間埼灯台の北北西6km 付近を低速力で北北東方に向けて航走する状態の本船を発見し、船上に人影が見えないことから、直ちに無線連絡で所属漁業協同組合に状況を報告した。</p> <p>無線連絡を受けた漁業協同組合は、海上保安庁に通報し、海上保安庁の巡視船3隻、航空機1機及びヘリコプター2機、僚船20隻等により捜索が行われたが、本船船長及び甲板員は発見されないまま行方不明となり、</p>

	<p>後日、いずれも死亡認定により除籍された。</p> <p>本船は、僚船Bにえい航され、12時00分ごろ、奥戸漁港に帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波向 西、波高 高い、北東方への潮流あり、水温 約6℃</p> <p>特記事項：津軽海峡に海上風警報発表中</p>	
その他の事項	<p>本船が行っていた刺し網漁の投網作業は、1人が操舵室で操船し、1人が船尾甲板上の配置に就き、約2～4ノットの低速力で前進しながら投網を行い、錘り、ボンデンを順次海中に投じるものであった。</p> <p>発見された本船の船体及び機関等に損傷はなかった。</p> <p>発見された本船船内には揚網済みの網一式の他、ボンデンが1個あり、漁場には、ボンデンの付いていない投入済みの網が残されていた。なお、同網は後日揚網されたが、本船乗組員は発見されなかった。</p> <p>本船は、平素、救命胴衣を3着常備していたが、発見された船内には2着だけが残されていた。</p> <p>本船は、平素、05時00分ごろ出港していたが、事故当日は、僚船2隻と共に風が収まるのを待って、07時00分ごろに出港していた。</p> <p>本船とほぼ同じトン数の僚船Aは、本船が操業していた漁場において操業中、西方からの波が高かったものの、落水の危険を感じる程の船体動揺は生じなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、07時00分ごろ奥戸漁港を出港後、10時20分ごろ大間崎灯台北北西6km付近において無人の状態で見つめられた際、低速で航走しており、また、大間崎灯台西北西8km付近の漁場にはボンデンの付いていない刺し網があったことから、本船が、同漁場に到着したのち、発見されるまでの間において、投網作業中に船長及び甲板員が落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長及び甲板員のどちらかは、救命胴衣を着用していた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、大間崎灯台西北西沖の漁場において投網作業中、船長及び甲板員が、落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	